

「平成 16 年医師・歯科医師・薬剤師調査」

平成16年  
(2004)

## 医師・歯科医師・薬剤師調査の概況

### 目 次

	頁
調査の概要	1
用語の説明	2
結果の概要	3
<b>1 医 師</b>	
(1) 施設・業務の種別にみた医師数	4
(2) 医療施設（病院・診療所）に従事する医師数	
1) 施設の種別にみた医師数	5
2) 年齢階級・性別にみた医師数	5
3) 診療科名別にみた医師数	8
4) 都道府県（従業地）別にみた人口10万対医師数	12
<b>2 歯科医師</b>	
(1) 施設・業務の種別にみた歯科医師数	13
(2) 医療施設（病院・診療所）に従事する歯科医師数	
1) 施設の種別にみた歯科医師数	14
2) 年齢階級・性別にみた歯科医師数	14
3) 診療科名別にみた歯科医師数	17
4) 都道府県（従業地）別にみた人口10万対歯科医師数	18
<b>3 薬 剤 師</b>	
(1) 施設・業務の種別にみた薬剤師数	19
(2) 薬局・医療施設（病院・診療所）に従事する薬剤師数	
1) 施設の種別にみた薬剤師数	20
2) 年齢階級・性別にみた薬剤師数	21
3) 都道府県（従業地）別にみた人口10万対薬剤師数	22
<b>統 計 表</b>	23

平成16年医師・歯科医師・薬剤師調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和 57 年までは毎年、同年以降は 2 年ごとに実施している。

## 2 調査の期日

平成 16 年 12 月 31 日現在

## 3 調査の対象及び客体

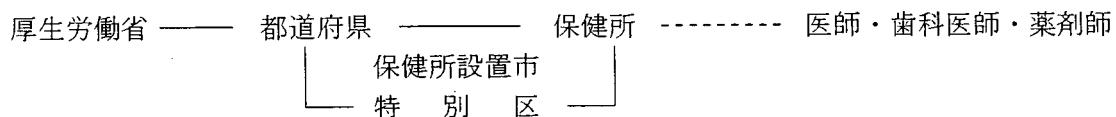
我が国に住所があつて、医師法第 6 条第 3 項により届け出た医師、歯科医師法第 6 条第 3 項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第 9 条により届け出た薬剤師の各届出票を調査の客体とした。

## 4 調査の事項

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 住所    | (5) 業務の種別             |
| (2) 性     | (6) 主たる業務内容（薬剤師を除く）   |
| (3) 生年月日  | (7) 従事先の所在地           |
| (4) 登録年月日 | (8) 従事する診療科名（薬剤師を除く）等 |

## 5 調査の方法及び系統

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を、保健所でとりまとめ厚生労働大臣に提出する。



## 6 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

## 用語の説明

### 「病院」

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。(医療法第 1 条の 5)

### 「医育機関附属の病院」

学校教育法に基づく大学において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

### 「診療所」

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。(医療法第 1 条の 5)

### 「介護老人保健施設」

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

### 【利用上の注意】

#### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のあり得ない場合	・
比率等でまとめた結果が表章すべき最下位の桁が 1 に達しない場合	0.0
減少数または減少率を意味する場合	△

- (2) この概況に掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (3) 人口 10 万対比率算出に用いた人口は、総務省統計局発表「各年 10 月 1 日現在推計人口（総人口）」である。